

公劉・大王の受難と「后稷の業」

——『詩譜』「豳譜」における鄭玄の解釈——

間 嶋 潤 一

はじめに

鄭玄に『詩譜』という著作がある。それはもともと「詩譜序」、『毛詩』の構成にしたがう十六の「譜」——「譜説」『譜図』からなっていた。現在、「譜図」は散佚してしまっているが、それ以外は孔穎達『毛詩正義』にほぼ引かれている。われわれはそれによつて、『詩譜』が『毛詩箋』と相補完する関係にある著作であつたことを知るのである。⁽¹⁾ 小稿は「譜説」のうちの「豳譜」をとりあげるものである。「譜説」はふつう、その「譜」に属する詩篇全般の歴史的地理的構成を論じているのであるが、「豳譜」に限つてはそのようになつていない。「豳風」七篇の劈頭の一篇、「七月」にかかわる叙述がその四分の三を占めているのである。

もとより「豳風」自体が、十五国風のなかでも特異な性質

をもつていた。豳の風といひながら、じつさいは周公を頌する詩篇群であつたのである。ただ「七月」のみが豳の地にかかわつていた。それは周の先公のうち、豳に居住した豳公を周公が詠じた一篇であつたのである。「豳譜」はこうした「七月」をめぐる、つぎのような叙述を示すのである。

豳公のなかでも公劉・大王（古公亶父）をとりあげ、その二公がうけた災難・それを避けての移居——受難をつづる。そして管叔・蔡叔の流言——災難を避けて京師から東都に移居するという、漢魏において誰もとることはなかつた周公の受難もつづり、二公の受難と、自らの受難とをかわらせて「七月」を周公は詠じた、と指摘するのである。

小稿は、以上のような叙述を公劉・大王の受難に焦点をあてて論じているものである。こうした考察によつて、受難のなかで周公が二公のそれを意識して「七月」を詠じたとなす

る、鄭玄の解釈の意味はあきらかとなるのである。そしてこのことは、鄭玄の構想する周公受難説の本質を解明する糸口をわれわれにあたえてくれる。すなわち「七月」に対する箋にこそ、その本質にかかわる解釈が伏在していることである。

一 公劉の受難

さて「爾譜」(以下、「譜」と略す)は「爾」とは、后稷の曾孫の公劉という者、邠よりして出でて徒る所の戎狄の地名なり。…公劉は、夏后の大康の時を以て、其の官守を失い、此の地に竄る(かく)。「爾者、后稷之曾孫公劉者、自邠而出所徙戎狄之地名。…公劉以夏后大康時、失其官守、竄於此地」とはじまる。爾という地名をとりあげることは、公劉の受難を説明することにほかならなかつたのである。

そうしたなかでまず、劈頭にいう「后稷の曾孫の公劉という者」の「后稷」を確認しておこう。ふつう后稷は、稼穡を掌る官名、もしくはその官に就いていた、周の始祖―弃の通称である。「后稷」はこのうちの後者の弃をあきらかに指す。すなわち鄭玄はここで、弃の曾孫にあたる公劉が夏の大康のとき、代々の后稷の官を失つたために、弃以来の封地―邠からのがれて戎狄の爾に移らざるをえなかつ

た、というのである。

すこし補足しておこう。

「大雅・生民」箋に「姜嫄…後にして則ち子を生みて、之れを養長す。名づけて弃と曰う。舜、堯に臣たりて之れを挙ぐ。是れを后稷と為す」(姜嫄…後則生子、而養長之。名曰弃。舜臣堯而舉之。是為后稷)とあるのに注目しよう。姜嫄を母として生まれた弃は、堯に仕えていた舜の推挙によつて后稷の官に就き、そのために后稷と呼ばれたというのである。弃の後稷の官就任を、このように堯のときとすることにについてはおおかた一致している。さらに弃は舜・禹に仕え、そのときも后稷とか稷のように呼ばれていた。そして公劉が爾に移つたときとされる夏の大康は、禹の孫にして啓の子であつた。とすると公劉を弃の曾孫と認めうる年数が想定できるのである。鄭玄の念頭には『史記』「周本紀」が示す弃―不窋―鞠―公劉という系譜があつたのである。

このような鄭玄の解釈を論じるためには、それが漢魏においていかなる位置を占めていたかを確認しておかなければならない。さしあたっては『史記』によつて、その作業はできるであろう。『史記』には周の先公の爾移居についての複数の説が示されており、それらはまた後漢以後にも

継承された諸説であつたのである。

まずそのなかの「劉敬伝」の説からみよう。「周の先は后稷よりして、堯之れを邠に封ず。徳を積み善を累ぬること、十有余世にして、公劉は桀を避けて豳に居す」(周之先)后稷、堯封之邠。積徳累善、十有余世、公劉避桀居豳とあるのが、それである。ここの「后稷」はあきらかに弃である。ただその弃から公劉までは十余代をかぞえるという。さらにその移居は大康ではなく、桀のときとする。このような一方で「匈奴伝」においては、「夏道衰えて、公劉は其の稷官を失ひ、西戎に変わり、豳に邑す」(夏道衰而公劉失其稷官、変于西戎、邑于豳)とあり、移居を夏王朝の政治の衰えたときとする。桀に必ずしも特定せず、また公劉と弃との年代関係にもふれていないのである。

さらに「周本紀」の「后稷卒し、子の不窋立つ。不窋の末年、夏后氏の政衰う。稷を去り務めざれば、不窋は其の官を失うを以て、而ち戎狄の間に奔る。不窋卒し、子の鞠立つ。鞠卒し、子の公劉立つ。…公劉卒し、子の慶節立ち、豳に国す」(后稷卒、子不窋立。不窋末年、夏后氏政衰。去稷不務、不窋以失其官、而奔戎狄之間。不窋卒、子鞠立。鞠卒、子公劉立。…公劉卒、子慶節立、国於豳)もとりあげなければならない。公劉を弃の曾孫とする系譜はここにう

かがいうるのであるが、周の先公の豳移居については、まえの二説とまったく異なっている。すなわち不窋が戎狄に余儀なく移り、そしてその地のなかの豳に国を建てたのは公劉の子の慶節であつたとされているのである。

それでは鄭玄の解釈は孤立していたのかというと、必ずしもそうではない。宗毛主義のたちばをとる鄭玄である。その輪郭は「毛伝」にみえるのである。「大雅・公劉」を公劉の邠から豳への移居を詠じる一篇と認めて、「公劉は邠に居りて、夏人の乱に遭う。公劉を迫逐すれば、公劉は乃ち中国の難を辟く。遂に西戎を平らかにして、其の民を遷し、豳に邑す」(公劉居於邠、而遭夏人乱。迫逐公劉、公劉乃辟中国之難。遂平西戎、而遷其民、邑於豳焉)という「毛伝」が、それである。

さきの『史記』「匈奴伝」を想起しよう。「毛伝」はそれを骨格として、豳移居の経緯を具体的ににつづっているのである。夏王朝の内乱に遭つた公劉は、放逐され后稷の官を失う。中国においてこのような災難をうけたために、その中国を避けて西戎を平定する。かくて邠の民を豳に移住させて居を構えた、と。

このような「毛伝」の解釈について、留意すべきはつぎの五点である。第一は、弃の子孫としての公劉の位置に言

及していない点である。第二は、公劉を初代の豳公と認めている点である。第三は、さきの諸説にすでにうかがいえた、避居―災難を避けて余儀なく移居するという受難に遭つたことを強調している点である。第四は、「西戎を平らかにす」とあるように、避居の際に武力の行使があつたことを示唆している点である。第五は、中国と戎狄との関係から避居を説いている点である。すなわち戎狄の豳へのそれは中国から外に出るということになるのである。

公劉を初代の豳公とする鄭玄の解釈は、このような「毛伝」にしたがつていたのである。ただそのときを大康のときとする解釈がすぐれて特異であつたのである。

そうした鄭玄の解釈の意味をあきらかにするためには、「公劉」一篇の「毛伝」をうける箋をとりあげるべきである。そこには公劉の受難にかかわる「譜」の叙述と補いある。「公劉は、后稷の曾孫なり。夏の始めて衰うるや、迫逐せられ、豳に遷りて、民を居やすんずるの道有り」（公劉者、后稷之曾孫也。夏之始衰、見迫逐、遷於豳、而有居民之道）という叙述があるのである。

すなわちここでも鄭玄は、公劉を弃の曾孫とする叙述からはじめる。つづいて「夏の始めて衰う」というのは、大康のときを指す。このとき、「尚書」「五子之歌」序に「大

康、邦を失う」（大康失邦）とあるように、夏王朝は創設以来はじめて危機に瀕していたのである。⁽⁵⁾かくて鄭玄は、大康の乱朝に「迫逐されて、豳に遷る」とつづり、「譜」の「其の官を失い、豳に竄る」が受難であつたことをあきらかにしたのである。

そして右の箋は「民を居んずる道有り」で結ばれていた。これは、「公劉」序にいう「公劉の民に厚し」（公劉之厚於民）をとりあげるものである。その内容を「公劉」一篇の箋によつてかいつまむと、つぎのよういえる。公劉が豳において農耕に勤め民生を安定させるという政治をおこなつたので、帰従する民は多く、かくて国をひらきえたと。武力行使は否定されるとともに、公劉にしたがつたのは部の民に限られていないのである。

さきの「譜」につづく「猶お后稷の業を修めて、勤恤して民を愛すれば、民はみな之れに帰して、国成る」（猶修后稷之業、勤恤愛民、民咸帰之、而国成焉）が、以上のような公劉の政治を説く叙述にあたる。われわれがここで留意すべきは、つぎの一点である。民に稼穡を教え民生を安定させた弃の功業と解しうる「后稷の業」を修めたものと、公劉の政治が概括されていることである。すなわち公劉の受難と「后稷の業」とをかかわらせるのが、「譜」独自の

解釈といえるのである。

ここに公劉を弃の曾孫とし、その受難をとくに大康のときと認める理由がある。両者の時間的距離は、より近接していなければならなかつたのである。

二 大王の受難

「譜」はつぎに大王をとりあげて、「商の末世に至り、大王もまた戎狄の難を避けて、入りて岐陽に處る。民もまた之れに歸す」(至商之末世、大王又避戎狄之難、入處於岐陽。民又歸之)という。殷末に大王は戎狄の侵略という災難を避けて、幽から岐陽に移居したと指摘するのである。われわれは、ここで「また」を重ねて用いていることに注目しよう。大王のそれが公劉のばあいとおなじように受難であつたことを、鄭玄は強調しているのである。

そうした大王の受難の詳細は、「大雅・緜」の箋に求めうるはずである。「緜」一篇は、その序に「緜は、文王の興るは、大王に本由するなり」(緜、文王之興、本由大王也)とあるように、大王からはじまる周室の伝来を内容とするからである。ただじつさいの箋においては、その受難は単独ではとりあげられておらず、公劉の受難と組みあわされて説かれる。「譜」の「また」のニュアンスを具体化

する解釈が展開されているわけである。これに対して「毛伝」は、大王の受難の詳細をつづっていた。さきの公劉の受難と異にして、大王のばあいは全面的に「毛伝」の叙述に委ねたのである。したがって行論上、「毛伝」にふれなければならぬが、いまはつぎのようなそのあらましを確認するだけでよい。狄人に理不尽にも幽の地を要求された大王は、それと戦うことで殺傷者が多くでることを懸念した。かくて無抵抗に徹して岐陽に移つた、と。

鄭玄はこのような大王の受難と、公劉のそれとを組みあわせたのである。「緜」一篇の総括にあたる首章の「緜緜たる瓜瓞 民の初めて生ずる 沮・漆に土る自りす」(緜緜瓜瓞 民之初生 自土沮漆) に対する「后稷は乃ち帝嚳の胄にして、邠に封ぜられ、其の後の公劉は職を失えば、幽に遷り、沮・漆の地に居り、歴世もまた緜緜然とし、大王に至りて徳益、盛んにして、其の民心を得て、王業を生じるに喩う。故に周の興るに本づきて、沮・漆に於いてすと云うなり」(喩后稷乃帝嚳之胄、封於邠、其後公劉失職、遷于幽、居沮漆之地、歴世亦緜緜然、至大王而徳益盛、得其民心、而生王業。故本周之興、云于沮漆也) という箋に、その解釈をうかがいうるのである。以下、それを説明しよう。

「緜緜たる瓜瓞」を文王にいたる周の先公の連続性の

「興」と認めるのであるが、序にいう「大王に本由するなり」にしたがつて大王をその起点とせず、初代の幽公の公劉をそれとする。幽公の連続性を主張するのである。そして最後の幽公の大王において徳が極まり民心を得、かくて「王業」——文王の受命が興起した、と指摘するのである。このような解釈には、幽公の徳とでもいふべきものが想定されていることにわれわれは留意しておこう。

ただそうすると、一つの問題に直面する。大王は受難に遭つたのである。この大王において幽公の徳が極まつたというのとはなぜであろうか。

さらに右の箋において、周の始祖の弃の出自・封地がはじめに示されていることも問題としなければならぬ。幽公の連続性を主張するためには、なくてもよい叙述をあえて設けているのである。弃の存在を幽公の連続性の根源に据えるという鄭玄の意図が、ここには示唆されているのである。さきの公劉の受難説を想起しよう。それは「后稷の業」とかかわっていたのである。

三 公劉・大王の受難と周公の「七月」制作

「譜」にもどうう。そこにおいても公劉・大王の受難を組み合わせ、「公劉の出づる・大王の入る、其の異なる

こと有り」と雖も、事難有るの故に由る。みな能く后稷の教を守りて、其の徳を失わず」（公劉之出・大王之入、雖有其異、由有事難之故。皆能守后稷之教、不失其徳）とあるのである。ここで公劉・大王それぞれのばあいを「出」「入」と表現しているのは、「公劉という者、幽よりして出でて、徒る」「大王もまた戎狄の難を避けて、入りて、岐陽に處る」とつづっていたことを踏まえているのである。ではなぜ「出」「入」といえるのか。

さきの「公劉」に対する「毛伝」の解釈の第五点を想起しよう。弃以来の封地の部は中国に属し、幽がある戎狄はその外である。公劉は戎狄に出、大王は中国に入るといふことになるのである。

すなわち鄭玄は「譜」において、つぎのようにいうのである。「出」「入」のように二公の事情はそれぞれ異なるけれども、受難という一点においてはかわることがない。そうした二公はともに「后稷の教」を守りて徳を失うことはなかつた、と。

では「后稷の教を守る」とは、どのようなことか。「后稷の業」を想起しよう。「后稷の教」は、「后稷の業」が開示する教えといえるのである。すなわち「后稷の教を守る」は「后稷の業を修む」をいいかえた表現であり、さき

の「公劉」箋からすると、大王のじつさいの政治も農耕に勤め民生の安定をはかるものであったのである。そうした二公の政治とともに「后稷の業」にかかわらせて表現していることを、ここでは確認しておこう。

さて「譜」の叙述は、「成王の時、周公は流言の難を避け、出でて東都に居ること二年、公劉・大王の幽に居るの職を思い、民事至苦の功を憂念して、以て己の志を比序す」（成王之時、周公避流言之難、出居東都二年、思公劉大王居幽之職、憂念民事至苦之功、以比序己志）と展開していく。

管蔡の流言による「出」——京師から東都への避居という周公の受難を、その前半ではのべているが、詳細は別稿に譲る。いまここで、とりあげるべきは後半である。すなわち避居を余儀なくされていたとき、自らの思いを託する「七月」を詠じるにあたって、周公は「公劉・大王の幽に居るの職に思い、民事至苦の功を憂念す」とあることである。

まずそのなかの「公劉・大王の幽に居るの職」とは、「譜」のコンテキストからするとあきらかに、幽への避居・幽からの避居という受難に遭い、「后稷の教を守る」ことができた二公の行為を指す。このような二公の行為に思いを馳せたとき、周公は自身にとつての「民事至苦の功」の樹立を憂慮したというのである。すなわち「民事至

苦の功」は、つぎのように説明できるのである。「民事」は国政を意味するタームである。いま周王朝のそれは、武王の崩御・管蔡の流言のために混乱を極めているのである。避居を強いられている周公が国政を回復させることは、至難の功業であった。周公はその成否を憂慮したのである。かくておなじように受難に遭った二公に比して、自らの思いを「七月」一篇に託したというのである。

四 「后稷の業」

小稿においてとくに考察の対象とする「譜」の叙述は、以上までである。

われわれはここで、論述の進め方をかえよう。「譜」が「后稷の業」と呼ぶ弃の功業を視点に据えて論じていくのである。それは、つぎようなためである。

『毛詩箋』からすると、二公は農耕に勤め民生を安定させる政治をおこなっていたといえた。ただ鄭玄は「譜」において、それを「后稷の教を守る」と表現して二公の受難に位置づけ、さらに周公の受難のなかに組み入れたのである。二公の受難と「后稷の業」とをかわらせることは、とくに「譜」における周公の受難説を成立させる要件であったといえるのである。すなわち「后稷の業を修む」

「后稷の教を守る」は、「譜」をつづるにあたって鄭玄がこ
とさらにとつた表現であり、そこには『毛詩箋』にうかが
いえた二公の政治をこえた意味がこめられているのであ
る。

まず「譜」以外の『詩譜』が「后稷の業」をどのように
説明しているかを瞥見しよう。「詩譜序」「小大雅譜」にそ
の叙述を確認できるが、前者からとりあげるべきである。

すなわち「周は后稷より、百穀を播種す。黎民飢えに阻
しめ、(后稷は)茲れ(百穀を)時(二蒔)けば乃ち(黎民
は)粒(二穀食)す。自りて此の名を伝うるなり」(周自后
稷、播種百穀。黎民阻飢、茲時乃粒。自伝於此名也)が、そ
れである。ここでつづられる飢饉は、堯のときの洪水が招
いたものである。弃は百穀を播種して飢饉を救つた。その
功業によって弃は后稷の名で天下に喧伝されたというので
ある。おなじ『詩譜』のなかでは、「后稷の業」はこのよ
うに説明されていたのである。加えていま注目しておきた
いことは、劈頭の「周は后稷より、百穀を播種す」が示唆
するつぎの一点である。「后稷の業」を模範とする政治を、
周の先公たちがおこなっていたとされていることである。

以上のような「詩譜序」をさらに展開するのが、「小大
雅譜」の「始祖后稷は、神氣に由りて生まれ、民に播種の

功有り。公劉より大王・王季歴に至るまで、千載に及び、
異代を越えて、列世に其の功業を載せ、天下の帰する所と
為り、文王は命を受け、武王は遂に天下を定む」(始祖后
稷、由神氣而生、有播種之功於民。公劉至于大王王季歴、及千
載、越異代、而列世載其功業、為天下所帰、文王受命、武王遂
定天下)である。われわれはまず、このなかの「播種の
功」と「其の功業」とはおなじであることを確認しよう。
すなわち文王の受命・武王の殷討伐・周王朝創設は、公劉
から大王にいたる千年間の幽公による「后稷の業」の継承
が導いた、というのである。このような指摘は、われわれ
に「籛」の「興」についての解釈を想起させよう。公劉を
起点とする幽公の徳が、「王業」―文王の受命を興起させ
たとの解釈である。これと、右とは重なっているのではあ
る。すなわち幽公の徳とは、歴代の幽公による「后稷の
業」の継承を指していると考えてもよいのである。

要するに『詩譜』は「后稷の業」を幽公にかかわらせる
ことで一貫しており、さらにその両者の関係こそが周王朝
の創設を実現したと認めていたのである。

五 弃の感生帝説と「后稷の業」

さてわれわれはもう一度、「小大雅譜」の叙述に注目し

よう。それは「后稷の業」の継承に主眼を置いていたからには、「民に播種の功有り」から説き起こされてしかるべきであつた。にもかかわらず、「神氣に由りて生まる」という弃の異常出生がそのまえにつづられていたのである。「神氣に由りて生まる」と「民に播種の功有り」とのあいだになんらかの關係を設定していたからこそ、そのような叙述を鄭玄はとつたのである。

両者の關係は『毛詩箋』にうかがいうるが、その考察のまえに、弃の異常出生をおさえておこう。それは「大雅・生民」の箋にくわしく説かれている。いまはただ、弃の出生が太微五帝のひとつの蒼帝靈威仰を感生帝とするものであつたことを確認するだけでよい。

このような弃の感生帝説が、「魯頌・閟宮」の「是に后稷を生み 之れに百福を降す …… 下国を奄有し 民をして稼穡せしむ」（是生后稷 降之百福 …… 奄有下国 俾民稼穡）に対する「姜嫄是れを用てして子の后稷を生めば、天神多く之れに福を予え、五穀を以て終に天下を覆蓋し、民をして稼穡の道を知らしむ」（姜嫄用是而生子后稷、天神多予之福、以五穀終覆蓋天下、使民知稼穡之道）という箋において「后稷の業」と結びつくのである。

ただこれを論ずるためには、ふれておくべき「閟宮」箋

の解釈が二点ある。まず詩篇名である「閟宮」に対する「閟は神なり。姜嫄は神の依る所なり。故に廟を神宮と曰う」（閟、神也。姜嫄神所依。故廟曰神宮）という箋である。姜嫄は「神」に憑依されて弃を生んだので、それに因んで姜嫄の廟を「神宮」、すなわち「閟宮」と呼んだのである。ここでいう「神の依る所」はあきらかに弃の感生帝説を指しており、「神」は蒼帝靈威仰にほかならないのである。二点めはさきの經文のまえの「赫赫たる姜嫄其の徳、回ならず 上帝是れ依る」（赫赫姜嫄 其徳不回 上帝是依）に対する「依るとは、其の身に依るなり。… 天是れを用て馮依して精氣を降す」（依、依其身也。… 天用是馮依而降精氣）という箋である。これも弃の感生帝説をいっており、「天」は蒼帝靈威仰である。さきには「神」といい、ここではそれを「天」と呼んでいるのは、經文の「上帝」にしたがったからである。

かくてわれわれは、当面の箋をとりあげうる。まず「姜嫄是れを用てして子の后稷を生む」は、やはり弃の感生帝説をいう。つづく「天神多く之れに福を予う」は、經文の「之れに百福を降す」を解するものである。その經文の主語はあきらかに「上帝」であるが、鄭玄は「天神」といえる。「天神」というタームは、鄭玄の解釈用語として

は極めて特殊である。⁽⁵⁾ このそれは、さきの「神」と「天」とを合成した表記と認めるべきであり、蒼帝靈威仰にほかならないのである。とすると箋は、つぎのように解しえよう。姜嫄が蒼帝靈威仰の精気をうけて弃を生んだからこそ、それに蒼帝靈威仰は多くの「福」をあたえた、⁽⁶⁾と。そしてその「福」を説くのが、「后稷の業」を概括する結尾の「五穀を以て終に天下を覆蓋し、民をして稼穡の道を知らしむ」である。

このようであると、右の経文につづく「稷有り黍有り稲有り秬有り」(有稷有黍 有稲有秬) に対する箋にもふれなければならぬ。穀物の豊饒を以て「后稷の業」を詠じているはずの経文を、鄭玄は「堯の時、洪水災いを為し、民粒食せず。天神多く后稷に予うるに五穀を以てす」(堯時、洪水為災、民不粒食。天神多予后稷以五穀) と解釈するのである。これと、さきのようにとらええた「天神多く之れに福を予う」とを比べてみよう。この「五穀」は穀物の総称ではなく、「福」としての「后稷の業」を象徴しているのである。

ただ蒼帝靈威仰が「后稷の業」をあたえたとする鄭玄の解釈の真意は、どのようなことであろうか。弃に対する瑞祥として「后稷の業」が顕現したと、まさかいうのではある

まい。蒼帝靈威仰を感生帝とする弃の出生はやがての「后稷の業」を約束していた、と解するしかないのである。

弃の感生帝説と「后稷の業」との関係がこのようであると、われわれは「周頌・昊天有成命」の劈頭の「昊天有成命有り」(昊天有成命) に対する「周は后稷の生まるるよりして、已に王命有るを言うなり」(言周自后稷之生、而已有王命也) という箋もとりあげるべきであろう。それは、つぎのようにパラフレイズできるのである。蒼帝靈威仰は太微五帝のなかでは木徳に位置する。それに感生するという出生は、子孫が受命して木徳の王朝をひらきうる神意——「王命」を弃自身にあたえるものであった、と。

要するに蒼帝靈威仰はこの「王命」と、「后稷の業」とをアプリアリに弃に措定したということになるのである。とすると蒼帝靈威仰の神意という点で両者は一致するといえるのだが、どのような関係がそれらにはあたえられているのであろうか。周王朝創設は豳公による「后稷の業」の継承が導いたとされていたことを想起しよう。この周王朝創設は「王命」の成就にほかならない。すなわち「后稷の業」は「王命」という神意を象徴する行為と違ってよいのである。

むすび

「譜」における「后稷の業を修む」「后稷の教を守る」がこのような「后稷の業」を念頭に置く表現であるとする
と、公劉・大王の受難は以下のように説明できよう。

まず弁につづく不窞・鞠のあいだ、「后稷の業を修む」がおこなわれていなかったことに注目しよう。公劉にいたってはじめてその行為が実現されたとするためには、契機が必要である。「出」と表現される受難が、それにあたるのである。すなわち、つぎようにいえるのである。

受難のなかで公劉は「王命」の象徴としての「后稷の業」を知り、「后稷の業を修む」「后稷の教を守る」という行為を自らに課す。ここに二代にわたって断絶していた「王命」は復活する。受難こそがそうした行為を可能にしたのである。

かくて歴代の豳公は「后稷の業」を継承する。復活した「王命」は、中断することなく、連続するわけである。こうして大王にいたり、受難に遭うのである。

このような大王の受難を考えると、それが「入」と表現されてたことにさいど注目すべきである。受命の王朝は戎狄ではなく、中国にこそひらかれるのである。すなわち

「入」という受難が大王にとつての「后稷の教を守る」ことを可能とし、やがての「王命」の成就も導きえたのである。大王において豳公の徳が極まったとの指摘は、このことをいっていたのである。

二公の受難が以上のようなであると、それは「譜」につづられる周公の受難のためにこそ構想されていたといえるのである。つぎにこのことを論じよう。

われわれは、周公が「民事至苦の功」の樹立を憂慮したとあつたことを想起しよう。このあとの「譜」につづられる「後、成王之れを迎え之れを反えし、政を撰し太平を致す」(後成王迎之反之、撰政致太平)が示唆するように、撰政就任と同時に周公がおこなう管蔡らを討伐する「東征」のうちに実現する太平の招来を以て、それは樹立されるのである。ただこれには、加えておかなければならないことがある。鄭玄が考える「王命」は周王朝創設だけではなく、太平招来にもかかわる神意であつたことである。¹¹⁾

すなわち「譜」における周公の受難は、つぎのようにいえるのである。武王の崩御・管蔡の流言によつて国政は混乱し、周公は京師から「出」て東都に避居する。周王朝創設によつてその成就の一段階を達しえたにもかかわらず、「王命」はここで断たれたのである。しかしそうした受難

が周公に「王命」の最終的な成就—太平招来を課したのであった。そしてそれは京師に「入」ることによってこそ遂行されるのである。さきの「譜」につづけて「其の出入するや、徳を一にし回ならず、純ら公劉・大王の為す所に似たり」（其出入也、一徳不回、純似於公劉大王之所為）というのは、「王命」を復活させ、またその成就（周王朝創設）を導いた二公の「出」「入」という受難と、右のように見える周公のそれとがよく似ているとの指摘である。まさに周公は二公に自らを比しえたのである。

さらにそのようにして周公によって詠じられたとする、「七月」一篇そのものに対する鄭玄の解釈にもふれなければならぬ。その解釈において、公劉・大王は周公その人とされ、また受難がとらせた二公の行為は太平招来の予示とされているのである。そして「七月」一篇をこうとらえる。受難は周公に太平招来を命ずる神意であることを、周公みずから詠じている詩篇である、と。

このようにして王者ではない周公に、太平招来を可能にする神的資格を鄭玄はあたえた。受難はそのための装置であったといえるのである。(18) 「七月」一篇の制作をめぐる「譜」の叙述において、二公の受難は確かに「后稷の業」にかかわらせて説かれなければならないのであったのである。

注

(1) 「詩譜」全般の考察には、堀池信夫「詩譜」のコスモロジー（『中国文字のコスモロジー』所収、東方書店、一九九〇）がある。

(2) 拙稿「周公避居説小考—鄭玄以前の周公避居説—」（中国文化、第五六号、中国化学学会、一九九八）、「流言と避居—周公の受難—鄭玄の『尚書』『金縢』解釈—」（『日本中国学会創立五十年記念論文集』、汲古書院、一九九八）参照。

(3) 原文は「孫」の下に「也」がある。『校勘記』にしたがつてそれを削除する。

(4) 「周本紀」には、戎狄の間に生活していた公劉が豳の地をみつ、そこに居を構えようとしたことは示唆されている。引用した「周本紀」のなかで、省略した叙述がそれにあたる。

(5) 『史記』「周本紀」は、不窟の戎狄への移居を夏王朝の政治が衰えたときとしていた。不窟は弃の子とされていたのであるから、その移居は大康のときであるはずである。「周本紀」の所説と鄭玄とのあいだには、弃・不窟の生卒年の設定に違いがあるようである。

(6) 『孟子』「梁惠王下」におなじ内容の叙述がある。また『莊子』（讓王篇）や『呂氏春秋』（審為篇）などにもつづられている。大王の受難の経緯については異説がなかったようである。

(7) 序が示すように、「籒」は文王の受命までを詠じる一篇である。

(8) 注(2)とおなじ。

(9) 「周頌・思文」に「思文后稷 克配彼天 立我・烝民 莫匪爾極」とあり、傍点部分について鄭玄は「立当作粒。…昔堯遭洪水、黎民俎飢、后稷播殖百穀 烝民乃粒食 万邦作乂」と注する。「立」を「粒」に改めるべきだする指摘は、すぐれて特異である。「立」は「成」あるいは「定」の意味であったのである。また「尚書」堯典（舜典）にいう「棄（弃）、黎民阻飢、汝后稷播時百穀」に対して、「阻説曰俎。阻、厄也。時説曰時。始者洪水之時、黎民厄於飢、汝居稷官、種時百穀、以救活之」（思文疏引『校勘記』にしたがって改めたところがある）と注する。これらにもとづいて、「詩譜序」を以上のように読んだのである。

(10) このコンテキストにおいては、大王と文王とのあいだに位置する、文王の父—王季歴にふれざるをえなかつたのである。さきにもた「脛」、そして「魯頌・閟宮」などは、周王朝創設は大王の功業にもとづくものとした。これらの箋において鄭玄は、大王の受難こそがそれを導いたと解していたのである。

(11) 原文は「別」であるが、『校勘記』にしたがって「列」に改めらる。

(12) 原文は「与」であるが、『校勘記』にしたがって「予」に改めらる。

(13) 黄焯『詩疏平議』（上海古籍出版社、一九八五）参看。ただ孔穎達は「神所依」を姜嫄が蒼帝靈威仰に憑依されたことと解するものの、「閟」の訓とする「神」についてはその意を「慎」

ととらえる。「閟」は「恣」と同音であり、「爾雅」〔釈詁〕に「恣・神・溢、慎也」とあることから、そのように孔穎達は解したのである。おそらく『周礼』〔春官・大司楽〕の注にいう「姜嫄…是以立廟而祭之、謂之閟宮。閟、神之」との整合性を考えたのであろう。「神之」の「神」の意は確かに「慎」といえるのである。しかし黄焯が「正義力申鄭説、実未能得鄭之意者也」と指摘するように、ここで「閟」を「神」と訓じたのは、姜嫄が「神」に憑依されたことをあきらかにするためであったのである。

(14) 「礼記」〔表記〕の注に「上帝、天也」とある。

(15) 張舜徽「鄭雅」〔鄭学叢著〕所収、齐鲁書社、一九八四）参看。

(16) 「天神多予之福」について孔穎達は、「王肅云、謂受明哲之性、長於稼穡。是言天授之智慧、為与之福也」という。王肅『毛詩注』（傍点部分）を引き、鄭玄のそれを天授の智慧と解するのである。その一方で、弃の感生帝説を信じず、「上帝是依」を「依其子孫也」と注して、姜嫄の子孫が「上帝」の祝福をうけることと解する「毛伝」を疏解する叙述のなかで、孔穎達は「天神又下与之以百種之福、使之有明哲之性、曉稼穡之事」という。「毛伝」を疏解するにあたって往々として王肅の注にしたがうのが、孔穎達の態度であり、これはその一例である。では基本的にはありえない、王肅の注をそのまま鄭玄の意とする、当面の孔穎達の疏解をどのように考えればよいのか。「降之百福」の主語は「上帝」であり、その「上帝」を鄭玄が蒼帝

靈威仰と認めていたことを孔穎達は知っていたはずである。ただ「天神予」という鄭玄の真意がわからなかつたために、この箋に限って「毛伝」の延長線にあるものと解したのである。李振興『王爾之經学』（嘉新水泥公司文化基金会研究論文第三六六種、一九八〇）は、鄭玄の解釈と王爾のそれとはおなじくしないと指摘する。鄭玄がいう「天神」は蒼帝靈威仰であることを示唆しているのである。なおあとでふれる「閔宮」箋の「天神多予后稷以五穀」に対する「謂天神与者、以種之必長、帰功於天、非天実与之也」という孔穎達の疏解も、鄭玄の真意を衝いてはいない。

(17) 「周頌・維天之命」に対する鄭玄の解釈に、このことをうかがいうる。稿を改めて詳論しよう。

(18) 鄭玄の構想する周公受難説には、宇宙の最高神たる昊天上帝が深くかかわる。このことと、「七月」一篇に対する鄭玄の解釈とについての考察も稿を改める。

(香川大学)